

# 第3章 景観づくりの推進

## 第1節 届出制度の円滑な運用

届出等の流れに関しては「南九州市景観条例」に基づき、本計画の運用及び周知を図っていきます。

### 1 景観形成ガイドライン

届出が必要な案件について、各行為の景観形成基準との適合性を的確に判断できるようにするとともに、届出対象の行為、景観形成基準、景観に配慮すべき事項を解りやすく示した景観形成ガイドラインを活用し、景観形成の推進を図ります。なお、適時見直しを行っていくこととします。

### 2 景観計画の周知

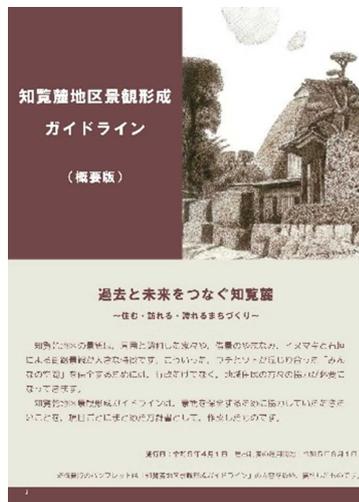
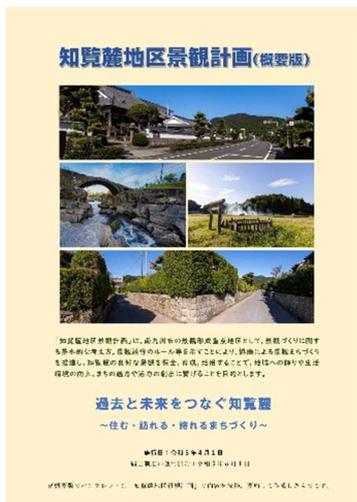
景観計画の市民向けパンフレットを作成し、市民や事業者配布するとともに、景観アドバイザー等による景観研修会を実施して、景観計画の周知を図り、市民や事業者の景観計画についての理解と意識の向上を図るものとします。

景観計画に関するかわら版の発行数

年度	発行数
令和3	10
令和4	8



かわら版 vol.11  
(令和4年7月)



地域住民に配布された  
左) 景観計画 (概要版) と  
右) 景観形成ガイドライン (概要版)

## 第4章 良好な景観形成のための行為の制限

本地区では、良好な景観形成を図るため、一定の行為について、届出制度を定め、「景観形成基準」に合致しているかを確認します。

届出制度対象の「行為」や「規模」、「景観形成基準」の詳しい内容については、本計画後編の景観形成ガイドラインを参照ください。

なお、届出の対象となった「行為」そのものを規制する制度ではありません。

### 届出対象行為の種類

- (1) 建築物の新築，増築，改築，外観の模様替え，色彩の変更，除却  
 工作物の新築，増築，改築，外観の模様替え，色彩の変更，除却  
 再生可能エネルギー施設の新築，増築，改築，外観の模様替え，色彩の変更
- (2) 建築物の建設等のための開発行為
- (3) 土地の開墾，土砂の採取，鉱物の採取その他土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採又は植栽
- (5) 生垣の伐採，植栽
- (6) 屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件の堆積

★ 屋外広告物の設置は、事前協議を必要とします。【ガイドラインP72】

### 届出対象行為の規模

#### (1) 建築物・工作物に関する行為

届出対象		景観形成重点地区		借景保全区域※1
		伝統的建造物群保存地区		
建築物・工作物に関する行為	建築物	高さ10m超 又は行為に係る面積が10㎡超		南九州市景観計画の基準を適用
	工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ2m超</li> <li>・その他工作物（フェンス，板塀，擁壁，ブロック塀等）については，道路その他の公共の場所から見えるもの</li> </ul>		
再生可能エネルギー施設	太陽光発電設備	原則として設置不可	全ての再生可能エネルギー設備	同上
	風力発電設備	原則として設置不可		

※1 借景保全区域は、本計画の区域ではないため、南九州市景観計画の基準を適用。

(2) 建築物の建設等に伴う開発行為（再生可能エネルギー施設除く）

届出対象

行為面積が 100 m<sup>2</sup>を超える開発行為

(3) 土地の開墾，土砂の採取，鉱物の採取その他土地の形質の変更

届出対象

行為面積が 100 m<sup>2</sup>を超える行為

(4) 木竹の伐採又は植栽

届出対象

地域森林計画の対象となっている森林における 3,000 m<sup>2</sup>以上の伐採  
（南九州市景観計画に同じ）

(5) 生垣の伐採又は植栽

届出対象

道路その他の公共の場所から見える生垣の伐採又は植栽

(6) 屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件の堆積等

届出対象

当該行為に係る土地の面積が 100 m<sup>2</sup>以上または堆積高さが 1.5m 以上かつ仮置きを含む堆積等の期間がおおむね 30 日以上にわたるもの

## 第5章 屋外広告物の制限

知覧武家屋敷庭園群は、観光の主要地として、広告物の色彩等に一定の配慮がなされていますが、知覧麓地区全体での良好な景観形成を目指し、デザイン等の統一を図っていきます。

### 1 屋外広告物の課題

- ◇ 歴史的景観にそぐわない・・・形は普通でも、色が周りとなじまない
- ◇ 統一感がない・・・・・・・・案内サインに一貫性がなく分かりにくい
- ◇ 眺望を阻害する広告物・・・眺めのよい場所や方向に設置された看板
- ◇ 広告物の老朽化・・・・・・・・管理不足や経年劣化による腐食



### 2 屋外広告物の景観形成目標

課題解決のため、4つの目標を設定し、良好な景観の保全・創出を図ります。

- ① 調和・・・景観に調和する大きさ・素材・意匠・色彩・場所を考えます。
- ② 統一・・・公共の案内サインなど、意匠を統一して分かりやすくします。
- ③ 集約・・・数量を検討し、最適な場所にまとめます。
- ④ 更新・・・老朽化した広告物は適宜更新します。

### 3 その他の屋外広告物の規制

屋外広告物は鹿児島県屋外広告物条例により、広告物の大きさや高さ、表示できない場所、許可の手続きなどに関するルールが定められています。

南九州市における規制は、第1種禁止地域、第2種禁止地域、第3種禁止地域、第2種制限地域および第3種制限地域に区分され、知覧麓地区は以下の3つに分類されます。

#### 第2種禁止地域

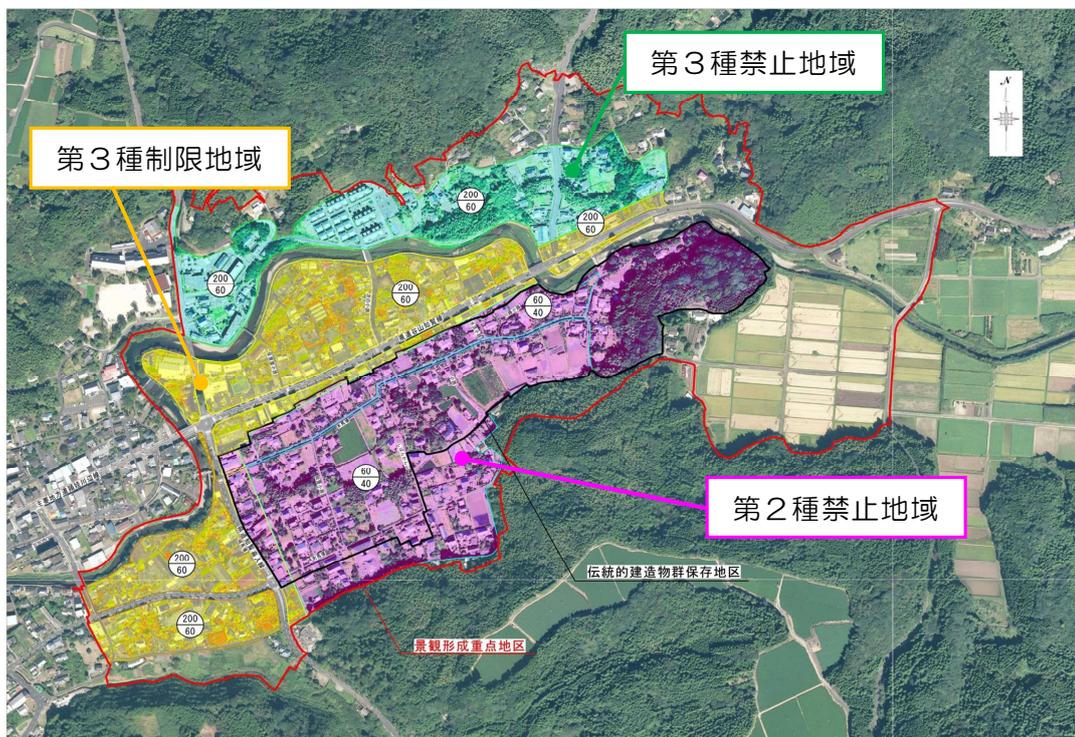
第1種低層住居専用区域、伝統的建造物群保存地区  
官公署、公民館、墓地、社寺、公衆便所

#### 第3種禁止地域

第1種中高層住居専用区域

#### 第3種制限地域

第1種住居地域、第2種住居地域  
景観計画区域内（上記すべての地域を除いた市内全域）



用途地域による規制区分図

知覧麓地区景観計画では、鹿児島県屋外広告物条例による許可申請のほか、景観に調和した意匠・色彩へ誘導するため、広告物を設置又は変更する前に協議していただくこととしています（事前協議制度）。詳しくは景観形成ガイドラインを参照ください。